

令和3年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和3年11月29日(月)開会

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 7名

3 欠席議員 3番 三浦 博

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	富士 青美	住 民 課 長	増田 篤人
建 設 課 長	池田 佳永	こども支援課長	藤岡 征章

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉川 明宏	事務局主事	島田 ちひろ
----------	-------	-------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 文教厚生常任委員長報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）
- 第 7 議案第 1 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 2 号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3 号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 4 号 安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 5 号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 6 号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について
- 第 13 議案第 7 号 町道路線の新規認定について
- 第 14 議案第 8 号 町道路線の廃止について
- 第 15 議案第 9 号 町道路線の変更について

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） 只今から、令和3年第4回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は7名です。

三浦議員からは、本日の会議を欠席する届が提出されています。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 秋も深まり、银杏の木が黄色く輝き静かに落ち葉となっていきます。そして安堵町にも初冬の風情が漂ってまいりました。そんな折ではございますが、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私共にお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

さて、昨年から世界中の人々の生活を一変させた新型コロナウイルスの感染症は、今年は夏以降季節の移り変わりと共にその勢いは弱まり、今では全国で1日あたりの感染者が100人前後にまで減少してまいりました。その要因は感染予防対策の強化に併せてワクチン接種が功を奏したとみられます。今は各種行事が徐々に対策を講じつつ開催されようとしております。各地の自治体ではワクチン接種後の抗体が低下していく頃、3回目のワクチン接種の準備を進めているところでもございます。今後も国民は感染抑制のために協力し合っていかなければな

らないと考えているところでございます。そして1日も早く安心して暮らせる日々が戻りますように万全の対応をしてまいりたいとも考えております。

加えまして、自然災害への対応も最重点施策の一つであると認識しております。そのために必要な対策、諸施策に取り組んでいく所存でもございます。議員の皆様におかれましても御協力の程お願いを申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、専決処分の報告1件と、条例の一部改正及び新規制定、令和3年度補正予算、道路の新規認定、変更及び廃止等の議案が9件の、合計10件でございます。議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）につきましては、新型コロナワクチンの追加接種、これは3回目のことでございますが、の体制を整えるために必要な予算の増額補正の専決処分を報告するものでございます。

次に議案第1号、安堵町国民健康保険税条例一部を改正する条例については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、子育て世帯の経済負担の軽減を図るために所要の改正を行うものでございます。

次に議案第2号、安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、家庭ごみ排出抑制とリサイクルの推進のため本町指定のごみ袋を作成し、また有料化することで、ごみ処理費用の一部に充当する目的に必要な規定を追加する改正でございます。

次に議案第3号、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児一時金等の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第225号）の公布に伴い、産科医療補償制度について医療機関等の掛金が減額されたことによる改正でございます。

次に議案第4号、安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員が修了する必要がある認定資格研修を行うものとして、都道府県知事または指定都市の長の他に中核市の長も追加されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第5号、安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、善意でかつ重大な過失が無い場合に、町長等の損害賠償責任について条例で定めることにより、免責可能とされたことにより新たに制定するものでございます。

議案第6号、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）については、新型コロナウイルス感染症対策として中小企業等経営支援助成金をまた当初の見込みに比べて増加見込みの

火葬場使用料助成金、後期高齢者医療費助成金、電算システム改修費、こども園における修繕費を増額するものでございます。

次に議案第7号は、町道路線の新規認定についてでございます。笠目地区において新たに町道に認定する必要が生じたものでございます。

次に議案第8号、町道路線の廃止について及び議案第9号、町道路線の変更については、国土交通省直轄による窪田地区における遊水地事業を進めるにあたり町道を廃止または変更するものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、2番 増井敬史議員を指名いたします。

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から12月10日までの12日間とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議員派遣研修の報告を求めます。

9 番（大星成司） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。大星議員。

（大星議員 登壇）

9 番（大星成司） 9 番 大星でございます。それでは議員派遣研修報告をさせていただきます。

議員派遣研修報告。議員派遣研修を下記のとおり実施しましたので、安堵町議会会議規則第 71 条の規定により以下のとおり報告します。

記。視察目的、大和川遊水地計画窪田地区に整備する遊水地の底面利活用方法を検討するため先進地を視察する。

期日、令和 3 年 10 月 27 日。

派遣場所、大阪府大東市、寝屋川市、寝屋川治水緑地。

派遣議員、福井議長、松田副議長、森田議員、浅野議員、増井議員、そして私、大星です。

同行者、西本町長、斧田窪田区長。

随行者、池田建設課長、山岡建設課技師、富士事務局長、吉川事務局長補佐。

視察内容、前半は管理事務所会議室においてパワーポイントや深北緑地のマップ、説明資料により、大阪府枚方土木事務所 都市みどり課課長、指定管理者 美津濃株式会社 管理事務所長等から治水緑地の概要、事前に通知していた質問内容の回答の後、当町参加者からの質疑の順に研修を実施した。

後半は治水緑地内を 8 か所案内され、現地で説明を受けた。

質問事項項目 1. 公園の運営、維持及び管理の委託先はどのように選定されているのか（募集方法、決定方法、タイムスケジュール等）。

2. 有料施設の施設料は何を基準にして、どのように決定されたのか。またその使用料（収入）は維持・運営経費相当額か。不足している場合はどの程度不足し、その補填はどうされているのか。

3. Aゾーンに取水した場合、そこに位置するマウンテンバイク・BMXの整備はどのようにされるのか。

4. 治水緑地の完成後から現在に至るまでの間、何らかの問題・課題はあったか。その対処はどのようにされているのか。

5. 施設使用可能時間外の公園の管理体制はどのようにされているのか。過去に時間外に起きた事故、不祥事等が起きたことがある場合は、どのように対処されたか。

6. 桜の園等の樹木、工作物を配置する際に考慮されたことは何か。

ということで回答されました。当日の質問事項等でも活発に意見交換が、されました。

その他として、有料施設を除き公園は24時間利用可能。年間来園者数は約80万人である。防災の位置付けは広域避難場所。出入口が30か所程度存在するので、閉鎖の作業は膨大である。指定管理者（深北緑地パートナーズ）には大阪府の委託料が支払われており、委託契約に基づき洪水後の復旧作業、草刈等の業務が詳細に定められている。指定管理者は条例で定める金額の範囲内で料金を設定できる。駐車場収入が収入の3割と、大きな割合を占めている。桜の園は集客力を考慮し、樹種を決められた。スケートボード場のスロープは越流堤を利用しており、高架の市道が施設を横断しており、設計上の工夫が随所にみられた。軟式野球場利用率は90%である（Cゾーン・スコアボードあり）。地盤面を1メートルすき取って桜等の植栽をしたので、地下水位が高いことが予想され生育不良がみられる。そのため、他の植栽も盛り土して植えるよう工夫している。

窪田地区遊水地は国の直轄事業であり、工事の完成までは国土交通省であるが、完成後の当町のランニングコスト等の検討をするために管理体制のスキームを早急に決める必要がある。当町は予算規模が小さい自治体であるにもかかわらず、年に数回越流する可能性があり、復旧作業等のランニングコストをできるだけ軽減し、収入源の確保等、工夫が必要となる。平常時の維持管理コストをどうするかが、大きな課題である。

今回の議員派遣研修では、先進地でのノウハウや問題点を学べたことは大いに参考になり、窪田地区遊水地の運営や底面の利活用にとって大変有意義であった。

以上。

議長（福井保夫） これで諸般の報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行います。

まず一つは、危機管理室の設置ということでございます。本年11月、町における危機管理を強化するために危機管理室を設置いたしました。近年、全国各地で甚大な自然災害が発生しております。本町におきましても大きな災害を未然に防ぎ、また発生時には迅速に対応する体制を整えるため、加えて防犯・交通安全の啓発等も担い、住民の皆様の暮らしと財産の安全・安心を守ることを重視して、危機管理に特化した部署の必要性は認識しておりましたが、元消防職員等専門知識を有する職員の確保が実現できましたので、これを機に早速整備をしたところでございます。

次に新型コロナウイルスワクチンの追加接種でございます。本町における12歳以上の住民のワクチン接種率は11月26日現在、1回目済みの方は86.5%、2回目済みの方は85.6%でございます。感染者は9月25日現在90人で、その後今日に至るまで感染者は出ておりません。ワクチンの一定の効果がみられると考えます。しかしその抗体は薄れていくと言われておりますので、厚生労働省は2回目ワクチンの接種後8か月程度を目途に3回目の追加接種が必要としております。本町におきましても来年2月の集団接種に向けて医師会等と準備を進めているところでございますが、医師会等の調整も今後さらに必要なため現段階において、はっきりとしたことはまだ決まっておられません。基本的には2月中旬を目途に今、調整を進めているところでございます。接種の方法といたしましては今年と同様な形式で実施しようと考えております。詳細が決まりましたら対象住民の方々には順次、接種券を送付させていただきたいと思っております。接種券は正月明けになると今のところ考えております。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 失礼します。教育委員会の辰己です。

教育委員会所管事務の内、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、9月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、町立学校の修学旅行につきましては、安堵中学校は9月、安堵小学校は11月に実施いたしました。いずれも感染症予防の徹底しながらの修学旅行となりましたが、無事に終えることができました。

次に運動会、体育大会関係でございますが、規模や実施時間を縮小して実施し、観覧の保護者の方々にも入れ替え制などで御協力をいただきながら、こちらも無事に終えることができました。

昨今の新規感染者数等は減少している状況ではございますが、町立学校におきましても今後もマスクの着用や手洗いの徹底、換気、消毒等の基本的な感染症予防を引き続き実施してまいります。

次に社会教育的分野では、1月に開催しておりました行事の中で、成人式については感染症予防を徹底した上で実施する予定でございます。一方で、町マラソン大会と初釜茶会については昨年度に引き続き中止とさせていただきます。

最後に、毎年3月に実施されております奈良県市町村子ども駅伝大会についてでございますが、現時点では開催予定で準備が進められております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第5「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会副委員長（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野文教厚生常任委員会副委員長。

（浅野文教厚生常任委員会副委員長 登壇）

文教厚生常任委員会副委員長（浅野 勉） 文教厚生常任委員長報告。

文教厚生常任委員会は、廃棄物処理に係る予算執行について説明を受けるため、当常任委員会を開催した。下記のとおり、安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記。1. 案件、廃棄物処理に係る予算執行について。

2. 開催日時及び場所、令和3年10月15日、金曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、出席委員6名、松田委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委

員、そして副委員長の浅野です。欠席者、三浦委員長。説明員、堀口副町長、辻井民生部長、増田住民課長、塩野環境美化センター所長。議会事務局、富士議会事務局長、吉川局長補佐。

4. 報告内容、当日の委員会は下記2項目の質問事項について審議した。

①廃棄物処理に係る予算執行について伺う。②ゴミ袋の有料化についての進捗状況について伺う。

まず、事案1に関する今年度の会計支出処理についての説明があった。

担当課から、従前の「特殊廃棄物」の扱いについては「事業系一般廃棄物」という名称に変更し、天理清掃社との委託契約をしている。併せて、従前からの懸案事項であった特殊廃棄物処理補助金は内容を見直されたと報告があった。

当日配布された文書には、今年度の町内の当該事業参加18企業が名を連ねている。回収業者は天理清掃社に委託し月額25万円、年額300万円である。費用内訳は、運搬用車両1台あたりの日額が1万2,500円、月に20日間の運用業務である。また、参加各企業は、廃棄物重量等に応じた処分代金を別途支払う取り決めとなっているとの報告があった。

副町長から「家庭用一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」は、法的に区別され、事業系の一般ごみは「みなし産業廃棄物」としての位置付けがされているという追加説明があった。

本委員会として、今後担当課は当該関連予算執行に関して、要綱や規約等を策定することを確認事項とした。

続いて事案②のごみ袋有料化について、担当課から説明があった。

来年度4月からの施行を目指し、現在、可燃物3種類、不燃物1種類のごみ袋の容量やデザイン等が策定中である。本委員会で見本の袋を提示された。

今後は12月議会で条例改正案を上程し議決を受け、製作者への発注及び住民説明会の開催等を早期に進めていくという説明がされた。

以上。

議長（福井保夫） これで委員長報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第6 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

（富井総務部長 登壇）

総務部長（富井文枝） 改めて、おはようございます。総務部 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」、御説明をさせていただきます。

本補正につきまして、歳入歳出それぞれ262万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億6,703万4,000円となります。

補正理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について、概ね2回目接種完了から8か月以上が経過した時期から接種を開始できるよう接種体制を確保する必要があるとされ、早急に接種券発行等準備に取り掛かるため、システム改修等の経費を増額補正したものでございます。

なお、早急な対応が必要なため専決処分とさせていただき、専決日は、令和3年11月1日とさせていただきます。

それでは、補正予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして、電算システム改修委託として262万7,000円の増額補正でございます。

この財源といたしまして7ページ、8ページに戻っていただきまして、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として262万7,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めらる。

令和3年11月29日報告、安堵町長 西本安博。

次のページ、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月1日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,703万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月1日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億9,221万3,000円、補正額262万7,000円、計1億9,484万円。

歳入合計

補正前の額37億6,440万7,000円、補正額262万7,000円、計37億6,703万4,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

4款 衛生費、2項 保健衛生費、補正前の額1億8,089万1,000円、補正額262万7,000円、計1億8,351万8,000円。

歳出合計

補正前の額37億6,440万7,000円、補正額262万7,000円、計37億6,703万4,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認の程、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長(福井保夫) 日程第7 議案第1号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) おはようございます。住民課 増田でございます。よろしくお願ひいたします。私の方からは議案第1号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることから、所要の条例を改正するものでございます。改正内容といたしましては、子育て世帯の経済負担

の軽減を図ることを目的に、国民健康保険税における未就学児の均等割額の5割を軽減するため改正を行うものでございます。

国民健康保険税の均等割額とは、世帯あたりの国民健康保険加入者の人数に応じて負担する税額を指します。

詳細につきましては議案書の5ページ、新旧対照表1ページをお願いいたします。本条例第3条から第4条の2につきましては、規定の不備及び規定の追加により修正を行います。

続きまして2ページをお願いいたします。第22条につきましては先程の規定と同様に修正を行います。

さらに6ページをお願いいたします。同条に国民健康保険税納税義務者の世帯の中の未就学児の均等割額を軽減するための規定第2項を追加いたします。この第2項中第1号は、国民健康保険税の基礎課税額に係る未就学児の均等割5割軽減の規定で、規定中ア・イ・ウで、それぞれ世帯所得による均等割の7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を規定し、エは、それ以外の世帯の軽減額を規定しています。

同項第2号では、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る規定で第1項と同じ内容となっております。

7ページ以降第22条の2及び附則につきましては、法改正及び規定の追加による改正でございます。

以上でございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、第4条の2第1号、第12条第1項、第22条、第22条の2の一部、附則第2項から第4項及び第6項から第13項までの改正につきましては令和4年4月1日施行とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日 提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして、御審議のうえ御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第8 議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 引き続き、増田でございます。議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本改正につきましては、家庭ごみの排出抑制とリサイクルの推進のため、町指定ごみ袋を作成、有料化し、住民のごみ処理費用の一部を手数料として負担を求めるため、安堵町廃棄物の

処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。

本条例第10条及び第11条並びに第13条につきましては、文言の整理を行います。第12条につきましては処理手数料に係る別表を追加し、規定を改めます。

次のページをお願いいたします。別表中、ごみ処理手数料といたしまして、燃やすごみのごみ袋及び燃やさないごみのごみ袋それぞれ1枚が、大45リットルが45円、中30リットルが30円、小20リットルが20円とさせていただきます。さらに、し尿処理手数料といたしまして36リットルにつき330円とさせていただきます。

なお、この条例の施行日は令和4年4月1日とさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和3年11月29日 提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして、御審議のうえ御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今議題となっています議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって議案第2号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長(福井保夫) 日程第9 議案第3号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 引き続き、増田でございます。議案第3号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本改正につきましては、出産育児一時金等の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が施行され、産科医療補償制度における掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に変更されたことに伴い、出産育児一時金の額が40万4,000円から40万8,000円に改正されたことから、本町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

産科医療補償制度は出産時に安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子供さんと、その家族の経済的な負担を補償するための制度でございます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。

安堵町国民健康保険条例第8条中、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に改め、出産育児一時金の加算額を1万6,000円から1万2,000円に改めます。

なお、この条例の施行日は令和4年1月1日とさせていただきます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第3号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日 提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして、御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第10 議案第4号「安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

こども支援課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。藤岡こども支援課長。

（藤岡こども支援課長 登壇）

こども支援課長（藤岡征章） おはようございます。こども支援課 藤岡でございます。よろしくお願いたします。私の方からは議案第4号「安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

本改正につきましては、令和2年4月1日厚生労働省より改正公布されました、放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部を改正する省令が発出されたことに伴いまして、安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、改正前の国基準におきまして、放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士の資格を有する者等、国基準の第10条第3項各号のいずれかに該当する者でありまして、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないとされていましたが、この研修の受講機会の拡充を図るため、中核市の長も認定資格研修を実施できることと改正されました。国基準の改正に伴いまして運用に支障が生じないように、本町における安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正を行うものであります。

詳細につきましては、議案書3ページ目の新旧対照表を御覧ください。第10条第3項中の「都道府県知事が行う研修」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核都市の長が行う研修」に改めます。

施行日につきましては令和4年4月1日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日 提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただきました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第11 議案第5号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（富士青美） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富士総務課長。

（富士総務課長 登壇）

総務課長（富士青美） 改めまして、おはようございます。総務課 富士でございます。どうぞよろしくお願いたします。議案第5号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」、説明させていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の内、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等の関係規定が、令和2年4月1日に施行されました。これに伴いまして、条例において普通公共団体の長や各行政委員、職員等の損害賠償責任について、その職務行為が善意で重大な過失が無い場合に賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を定めることが可能とされたことにより、その基準等を定めるものでございます。

内容は、第1条で町長等の損害賠償の責任を一部免れさせることに関し必要な事項を定める、という本条例の趣旨を規定し、第2条では各職の区分ごとの一部免責基準に関して規定します。同条では免責後に町長等が実際に負担することとなる賠償額について、政令で定める基準給与年額に、町長は「6」、副町長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会の委員または監査委員は「4」、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員は「2」、その他の町の職員は「1」と各職の区分に応じた数を乗じて得た額としております。

なお、施行期日は公布の日とします。

それでは、議案書を朗読します。

議案第5号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日 提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の条例の内容は、先程御説明いたしましたものと重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いたします。

議長（福井保夫） 只今、議題となっています議案第5号は、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員の意見を聴取します。

その聴取後、監査委員の意見を議員に配布しますので、議案第5号に関する質疑は後日、改めて行うこととします。

議長（福井保夫） 日程第12 議案第6号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

（富井総務部長 登壇）

総務部長（富井文枝） 総務部 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第6号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」、御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,790万2,000円を追加し、歳入歳出総額を37億8,493万6,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業として、事業者支援交付金の市町村への配分が決定いたしましたので、中小企業等経営支援助成金交付事業実施のための経費を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、火葬場使用助成金におきまして現時点で予算の想定を上回る助成状況であることから、必要経費を増額補正をするものでございます。

三つ目といたしましては、後期高齢者医療令和2年度の医療給付費市町村負担金の精算額が確定をいたしました。それに伴いまして不足となる負担金分を増額補正するものでございます。

四つ目といたしましては、子ども家庭総合支援における情報連携強化を目的としたシステム化に係る経費を増額補正するもので、2分の1の国庫補助事業でございます。併せて、児童手当の特例給付及び現況届に関する制度改正が行われ、それに伴う所要のシステム改修経費につきまして補正予算をお願いするもので、これにつきましては国庫補助100%でございます。

また、こども園施設において、不明水滞水に伴い給配管等の配管替の工事が必要となり、係る経費を増額補正するものでございます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費におきまして、中小企業等経営支援助成金として650万円の増額補正でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、1目 社会福祉総務費で、火葬場使用料助成金として350万円、10目 療養給付費負担金として154万4,000円の増額補正でございます。2項 児童福祉費におきまして、1目 児童福祉総務費で、情報連携に伴うシステム改修委託として184万8,000円、2目 児童措置費で、児童手当システム改修委託として242万円、3目 こども園費で、修繕費として209万円の増額補正でございます。

次に7ページ、8ページにお戻りください。

歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で434万8,000円の増額補正でございます。

次に、2目 民生費補助金におきまして、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金として92万4,000円、こども・子育て支援事業費補助金として242万円の増額補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金として1,021万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第6号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第6号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,790万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,493万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億9,480万円、補正額769万2,000円、計2億253万2,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額1億1,416万4,000円、補正額1,021万円、計1億2,437万4,000円。

歳入合計

補正前の額37億6,703万4,000円、補正額1,790万2,000円、計37億8,493万6,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億6,424万9,000円、補正額650万円、計4億7,074万9,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億8,233万円、補正額504万4,000円、計6億8,737万4,000円、2項 児童福祉費、補正前の額3億5,854万2,000円、補正額635万8,000円、計3億6,490万円。

歳出合計

補正前の額37億6,703万4,000円、補正額1,790万2,000円、計37億8,493万6,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決の程どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 引き続きいきますけれど、よろしいですか。

トイレ行きたい方、あるようでしたら休憩取りますけど。

取りましようか。

それでは暫時休憩いたします。

11時10分から再開します。

休 憩（午前11時00分）

再 開（午前11時10分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第13 議案第7号「町道路線の新規認定について」から、日程第15 議案第9号「町道路線の変更について」まで一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長（池田佳永） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。池田建設課長。

（池田建設課長 登壇）

建設課長（池田佳永） おはようございます。建設課の池田です。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第7号「町道路線の新規認定について」から、議案第9号「町道路線の変更について」を一括して説明させていただきます。

本件につきましては、笠目地区における下水道整備に伴い、工事用迂回路のために個人所有

地を借地し仮設道路整備を行いました。その借地が町に寄附されたため、地域の交通の利便性向上のためにも安堵町道として維持管理を行う方が適切であることから、路線を認定するものでございます。

また同地区において、まほろば環境衛生組合が進めております、ごみ中継施設建築事業に伴い、旧美化センター専用通路の一部を併せて町道と認定するものでございます。

それでは議案書の1ページをめくっていただき、一覧表をお願いいたします。

路線番号361、路線名 桃源団地5号線、起点 笠目字桃源田690、終点 笠目字桃源田683-12、幅員につきましては最小3.9メートル、最大6.6メートルで、延長につきましては93.2メートルとなります。

次に、路線番号362、路線名 笠目35号線、起点 笠目字川辺339-1、終点 笠目字川辺338-1、幅員につきましては最小・最大共に6メートルで、延長につきましては18.0メートルとなっております。

2ページめくっていただきまして桃源団地5号線、その次のページに笠目35号線それぞれの箇所図でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第7号 町道路線の新規認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第8号「町道路線の廃止について」を説明させていただきます。

本件につきましては、窪田地区における国営遊水地整備事業の推進を円滑に行えるよう、区域内用の町道を廃止し必要な手続きを進めるために、路線を廃止するものでございます。

議案書の1ページをめくっていただきまして、一覧表をお願いいたします。

路線番号245、路線名 窪田32号線、路線番号253、路線名 窪田40号線、路線番号254、路線名 窪田41号線の3路線を廃止するものでございます。

2ページめくっていただきまして窪田32号線、同じく40号線、同じく41号線の廃止図面でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第8号 町道路線の廃止について

町道路線を別紙のとおり廃止することについて道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第9号「町道路線の変更について」を説明させていただきます。

本件につきましては、町道の起終点を変更し必要な手続きを進めるために、路線を変更するものでございます。

また東安堵地区におきましては、すでに生活用道路として広く活用されており、今後は町道として維持管理をするのが適切であると望まれる路線を変更するものでございます。

議案書の1ページをめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

路線番号252、路線名 窪田39号線、路線番号266、路線名 窪田42号線、路線番号264、路線名 窪田51号線、路線番号37、路線名 東安堵7号線の4路線を変更するものであります。

2ページめくっていただきまして窪田39号線、窪田42号線、窪田51号線の変更前の場所、次のページにそれぞれの変更後の場所がわかるようにしております。

その次のページですね、もう一度めくっていただきまして東安堵7号線の変更前が、最後のページにそれぞれ変更するものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第9号 町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、総括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより1件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに議案第7号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 次に議案第8号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 議案第9号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月3日、午前10時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

散 会

午前11時20分
